

事務局長

おはようございます。  
定刻となりましたので、ただいまから第9回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

初めに、会長からご挨拶がございます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。すみません、先ほど申し述べるのを忘れてしまいました。今日は9番、齊藤亘委員から欠席の届けが出ております。したがって、ただいまの出席者は23名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、私から、前回総会から本日までの業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第9回総会までの業務報告書をご覧ください。

2月18日に、午前中でございますが、農政専門委員会を神岡庁舎の情報活動室で開催しております。会長、委員10名、事務局が出席しております。

同じく午後からは農地専門委員会を開催しております。同じく神岡庁舎で会長ほか、委員12名の出席をいただいております。この両専門委員会で審議した内容は本日、この後、議案として出てくるほか、報告案件として出ていますのでよろしく願いいたします。

次に、2月19日は広報専門委員会を神岡庁舎で開催しております。4月1日発行の農業委員会だより第20号の内容につきましてご協議いただいております。

その他の案件につきましては、資料のとおりとなっておりますのでご確認をお願いいたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、20番、渡邊 敏雄委員、21番、伊藤悟委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年3月10日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与



















ただいま説明いたしました14件のほかに、所有権移転8件、賃貸借権設定の新規22件、及び、更新72件、使用貸借権設定の更新2件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、田10アール当たり〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは地域の圃場の条件及び契約者双方の意向、並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。説明案件を除き、田畑10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇円となっております。圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、案件3番から10番、12番から15番及び19番から124番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号、案件3番から10番、12番から15番及び19番から124番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に、議案第5号の「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」を議題とします。
事務局長	議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について 大仙市における農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について検討を 求める。 令和3年3月10日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	

それでは、私のほうから、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について、ご説明いたします。

大仙市農業委員会では、平成27年4月から農地法第3条に関連したいわゆる別段の面積を適用しております。そこで、最近の状況などを踏まえまして、別段の面積の見直しをご議論していただきたく、今回の案件とさせていただきます。

お配りしました資料、秋田県内の別段の面積を設定している市町村をご覧願います。

これは、ご覧のとおりで、別段の面積を設定している市町村の一覧ですが、ほとんどの市町村で10アール以上という面積を設定しております。大仙市でも平成27年4月以降現在まで10アール以上という面積を設定しております。

また、資料の下のほうには令和2年4月から11月までの別段の面積の適用件数が記載されており

ます。そして、次のページには昨年度の同様の時期の適用件数が記載されております。この適用件数につきましては、昨年度の同時期と比べまして極端な変化はございませんでした。

この別段の面積の基準につきましては、農地法第30条の規定に基づき毎年検討することとなっております。

そこで、先日、役員会を開催しましてご協議していただいた結果、面積の変更は行わず、現行どおり10アール以上とするという役員会の案が決定されました。本日の総会でこの役員会の案をご承認いただければ、現行どおり、10アール以上という基準を継続していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

- |      |  |
|------|--|
| 議 長  | 説明が終わりました。<br>これより質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)   |
| 議 長  | ないようですので、これより採決いたします。<br>議案第5号について、大仙市では全域で別段の面積を10アールとすることに賛成の方は挙手をお願いします。<br>(賛成者挙手)   |
| 議 長  | ありがとうございます。<br>全員賛成ですので、議案第5号の「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」は、原案のとおりすることに決定しました。  |
| 議 長  | 次に、報告第1号の「公売による落札者への農地法第3条許可について」を議題とします。  |
| 事務局長 | 報告第1号 公売による落札者への農地法第3条許可について<br>令和3年2月10日第8回総会において買受適格者として承認された者が、下記により落札し、農地法第3条許可申請をし、許可書を交付したので報告する。<br>令和3年3月10日提出<br>大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長  | 事務局より報告願います。   |
| 参 与  |  |

97ページをご覧ください。

令和3年2月10日第8回総会において買受適格者として承認された、大仙市高関上郷字杉本85番地、杉井克之さんが、大仙市高関上郷字中屋敷112番、地目は田、面積3,046平方メートル1筆を令和3年2月22日に公売により落札いたしました。落札価格は108万円で、10アール当たり金額に割り返しますと約35万5,000円となっております。

落札日に落札者の杉井克之さんから農地法第3条の所有権移転許可書の交付申請を受け、同日付で許可書を交付しましたので報告いたします。

- |     |  |
|-----|--|
| 議 長 | ここで暫時休憩します。<br><br><div style="text-align: right;">(午前10時49分 休憩)</div> |
| 議 長 | それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。   |

(午前11時00分 再開)

- 議 長 次に、報告第2号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を議題とします。
- 事務局長 報告第2号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。  
令和3年3月10日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
- 議 長 事務局より報告願います。
- 参 与

98ページをご覧ください。  
記載の6法人からの報告がありました。  
順に読み上げるところではございますが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。  
詳細につきましては、99ページから118ページをご覧ください。  
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

- 議 長 次に、報告第3号の「令和3年度大仙市農作業標準賃金・料金表について」を議題とします。
- 事務局長 報告第3号 令和3年度大仙市農作業標準賃金・料金表について  
令和3年度大仙市農作業標準賃金・料金表について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する。  
令和3年3月10日提出  
大仙市農業委員会農政専門委員会 委員長 伊藤 又エ門
- 議 長 伊藤農政専門委員長より報告願います。
- 伊藤委員長

去る2月18日、農政専門委員会を開催しました。令和3年度の料金等について皆様からご意見を伺い、また、近隣市町村の料金も参考に協議しました。

今回、変更となったところは、トラクターの耕起の畑の金額のところであります。現在、5,700円でありましたけれども、ちょっと畑のほうは細粒しなければならないということで、油もちょっと高値だということから5,700円から6,000円に引き上げさせていただきました。これによって、畑のほうは細粒耕起として300円値上げさせていただきました。次に、糞摺り調整について、これは色選を含むという欄を追加しました。色彩選別単独の項目が必要であるという意見があったことから一行加えさせていただきました。金額については、近隣の市町村などを参考にさせていただきました。その他の項目につきましては、上げる要素また下げる要素も見当たらず、令和2年度と同額となっております。

決定内容については、4月1日発行の農業委員会だより第20号及び市のホームページ等で掲載するほか、事務局及び各分室窓口に紙ベースで備え付け広く市民の方々に周知するというところであります。皆さんもよろしく願います。

以上、報告いたします。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	次に、報告第4号の「大仙市農業委員会農地賃借料情報について」を議題とします。
事務局長	報告第4号 大仙市農業委員会農地賃借料情報について 大仙市農業委員会農地賃借料情報について、大仙市農業委員会専門委員会設置 規程第7条に基づいて報告する。 令和3年3月10日提出 大仙市農業委員会農地専門委員会 委員長 渡邊敏雄
議 長	渡邊農地専門委員長より報告願います。
渡邊委員長	

それでは、大仙市農業委員会農地賃借料情報について、私から報告をいたします。

去る2月18日の午後2時から農地専門委員会を開催し、お手元の資料122ページ、123ページのように決定いたしました。

委員会の中では様々な意見が出されましたが、この情報は令和2年中の農業経営基盤強化促進法、並びに農地法、そして、中間管理機構として契約された案件の平均額、最高額、最低額の情報提供でございます。

また、著しい最高金額、あるいは、どうしようもない最低金額といたしますか、特殊事情については除いております。データをそのまま通してやりますと、正直申しまして、上のほうは3万円だとか、下はゼロ円だとか、そういった金額も、数字も出てまいりますけれども、こういったものはちょっと特殊じゃないかということで削除させていただきました。

このように委員会の場で大変長い時間検討いただきまして決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、この情報は4月1日発行の農業委員会だより20号及び大仙市のホームページに掲載するほか、事務局並びに各分室で紙ベースで備え付けて市民の皆様に周知する予定でございます。

以上、報告といたします。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了しました。 そのほか、事務局から何かございませんか。
参 与	私のほうから1つだけご連絡がございます。 令和3年度の総会関連の日程についてですが、令和3年度はお配りしました用紙の令和3年度大仙市農業委員会総会関連日程（予定）に記載されてあるとおり実施していく予定でございます。 5月、7月、8月の総会は仙北地域にあるさくまろ館という会場で行いますが、さくまろ館の所在地につきましては、仙北支所の隣の建物となっております。仙北支所の正面玄関に向かってちょうど右隣の建物でございます。 なお、今後、変更等があればその都度ご連絡いたしますので、どうかよろしく願いします。 私のほうからは以上です。
参 与	私のほうからも1つご報告がございます。 例年3月末に総会を、人事案件の総会を開催し、その後、歓送迎会を実施しております。昨年度はコロナの関係でこれが開催できなかったわけですが、今年度につきましても、市のコロナウイルス対策本部のほうから通知が出ておりまして、

飲食については大人数を避けて長時間にわたらないようにというような内容でございます。

したがいまして、これまで様子を見て、開催に向けて様子を見ていたところでしたが、開催できないという判断になりましたので、今回も中止とさせていただきます。ということで報告いたします。よろしくお願いいたします。

参 与

すみません、例年、歓送迎会を予定していて夕方4時ぐらいからやっていましたが、3月31日の開催時間は、早めにとということもあるかと思いますが、その辺、もし、ご意見があれば伺いますが、一応10時を予定しております。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。  
足達委員。

足達委員

22番、足達です。時間ないところ、すみません。

事務局のほうに来年度に向けて3点ほど提案させていただきます。即答は結構です。今後検討いただければ、していただければと思います。

1つは、総会の資料です。今回も百何十ページという、毎回相当の量です。委員の数、それから、推進委員の数、事務局の数からすると相当な量なので、ぜひ、タブレットで見られるようにしていただければと思います。

それにもう一つ、経営基盤強化促進法に基づく料金の設定ですけれども、私、昨年、2件ほど仲介してやりましたけれども、4部、それから、申入書、承諾書ということで印鑑、数えたら四十何回ぐらい押さなければなりません。自筆であれば押印要らないという、印は要らないというのがありますけれども、国でも県でも押印省略、これとは、契約ですから即イコールではないと言えるかもしれないですけれども、省略できるものであれば検討いただければと思います。

それから、強化法の料金設定の申請計画書、それを私、前回承認していただきましたけれども、計画の内容のところ新規と更新という書く欄ありますけれども、私が前から頼んでいる田んぼ、たまたま相手が代わっただけで新規扱いということでしたけれども、ぜひ、新規でも、純然たる新規はそのまま結構ですけれども、相手が代わった場合は、括弧書きの継続とかしていただければ助かります。

というのは、資料見ますと、新規大分多くて、それ全部ルール化図れるかなと思ったんですけれども、私のように相手が代わっただけで新規扱いというものもあるので、そこを区別していただければと思います。

以上、3点です。

参 与

分かりました。検討させていただきます。

議 長

ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第9回大仙市農業委員総会を閉会します。  
本日はご苦労さんでした。

(午前11時15分 閉会)